平成29年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成29年10月17日(火)午後2時~午後4時
- 2 場 所 ときわ会館 5階 小ホール
- 3 出席者
 - (1) 委 員 池田 妙子 委員 廣澤 健一 委員 宇佐見 香代 委員(職務代理) 松本 敏雄 委員 齋藤 友之 委員(会長) 門真 宏治 委員 佐伯 鋼兵 委員 山﨑 昇一 委員
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 人事部参事兼職員課長 外5名
 - (3) 議会局 議会局長 総務部長 総務課長 外1名
- 4 欠 席 者 根本 淑枝 委員 渡辺 浩志 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題1 審議会資料説明について 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料 の額等について
- 7 議事の経過
 - (1) 委嘱状の交付
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 委員の紹介
 - (4) 事務局等職員の紹介
 - (5) 会長の選出及び職務代理者の指名
 - (6) 審議会運営方法に関する要綱等の説明
 - (7) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等 について
 - (8) 事務連絡
 - (9) 閉会

8 審議内容

- (1) 委員の互選により齋藤委員を会長に選出
- (2) 齋藤会長が宇佐見委員を職務代理者に指名
- (3) 審議会運営方法の確認
 - ・ 事務局から、配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<委員名簿・ 条例等>」に基づき、審議会条例、審議会運営要綱等について説明。
- (4) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

- ① 【事務局から配布資料について説明】
 - 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」
- ② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】
 - ・ 特別給について、本審議会が国の指定職職員の期末手当の支給月数を参考としてきた背景・経緯を伺いたい。また、国の指定職職員の支給月数が本市の一般職職員のそれよりも一月分ほど少ないのはどうしてか。
 - ⇒ 市長・副市長及び市議会議員の特別給(期末手当)は、さいたま市発足後しばらくの間、支給月数・算出方式とも一般職職員に準拠していた。

その後、平成15年4月1日に政令指定都市に移行したことを 契機として、市長・副市長及び市議会議員の給料・報酬等全般に ついて、他の政令指定都市との均衡を考慮した水準及び制度の見 直しを行うべきとの機運が高まり、平成16年2月25日から5 回にわたって本審議会が開催された。

その結果、「期末手当については、一般職職員の支給方式に準拠した団体と、国の支給方式に準拠した団体とに二分される。本審議会としては、議員及び常勤特別職について、その職務の特殊性、責任を考慮し、国準拠方式への変更が妥当と判断する」と結論付けられ、平成16年4月28日付で市長に答申されるに至った。

この答申を踏まえ、平成16年7月1日から支給月数・算出方式を国の指定職職員に準拠したものに改めたことから、以降、国の指定職職員の支給月数を参考にするようになったものである。

また、国の指定職職員の支給月数が本市の一般職職員のそれよりも一月分ほど少ないのは、算定方式の違いによるものであり、前者の場合、支給月数が少ない代わりにこれに乗じられる基礎額の部分が前者よりも大きくなるよう制度設計されている。

- ・ 人事院の民間給与実態調査による官民比較は、役職段階や年齢等 を考慮してメリハリをつけて給与を配分することが主流となって いる民間企業の実態をしっかりと反映したものとなっているのか。
- ⇒ 母集団の単純な平均額を比較するのではなく、役職段階、勤務 地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を精緻に比較するこ と (ラスパイレス方式) により官民較差を算出しているため、ご 指摘のような実態も調査結果に反映されているものと認識してい る。
- 他の政令指定都市における本年の特別職報酬等審議会の開催状況 如何。
 - ⇒ 本日までに、20ある政令指定都市のうち、19都市において、 本年の人事委員会勧告がなされたところ。これを受け、各都市の 判断で必要に応じて特別職報酬等審議会が開催されるものと承知 しているが、各都市の具体的な動向については把握していない。 なお、20ある政令指定都市のうち、特別職報酬等審議会を常設 しているのは、本市を含め9都市である。
- ・ 本市における本年の公民較差(民一公)は882円とされているが、感覚的には較差が逆なのではないかと感じている。人事委員会の調査を否定するつもりはないが、参考意見として申し上げておきたい。
- ・ 会議資料P28に「地方議会・地方議員の在り方」という資料があるが、この資料の出典を伺いたい。また、同資料にある「議員の専業化」は単に実態を示したものなのか、それとも「今後はこうあるべき」という理想を示したものなのか。もしも後者であるならば、それは誰の意見なのか、併せて伺いたい。
 - ⇒ 当該資料は、国の資料をもとに議会局において作成したものであり、「議員の専業化」は政令指定都市の市議会議員の実態を示したものである。
- ・ 市長・副市長の地域手当の支給割合は平成30年4月1日から1 5%になるという理解でよろしいか。
 - ⇒ お見込みのとおり。市長・副市長の地域手当は一般職職員の例によることとされており、一般職職員の支給割合がそのまま適用されている。一般職職員の地域手当の支給割合は、給与制度の総合的見直しによる給料と地域手当との配分変更に伴い、12%か

ら15%まで段階的に引き上げられている途上にあるが、平成3 0年4月1日に制度完成し15%となる。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等 について

配布資料及び事務局の説明を踏まえ、現行の市議会議員及び市長・ 副市長の報酬・給料の額等が適正なものであるかどうか、委員の意 見を聴取。

【各委員の意見】 (欠席委員から事前にいただいた意見を含む)

- ・ 月例給については、市長・副市長は一般職職員の給与改定により 地域手当の増額(※)が予定されていること、市議会議員は別に支 給される政務活動費と合わせれば現状でも十分な金銭給付を保障さ れていると思われることから、据え置くことが適当と考える。
 - 一方、特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきたこれまでの経緯を踏まえ、引上げ改定を行うことが適当と考える。
 - ※ 本年の市人事委員会勧告を踏まえた一般職職員の給与改定が 実施された場合、平成29年4月1日に遡及して地域手当の支 給割合が14%から14.26%に引き上げられることとなる が、市長・副市長については、一昨年の本審議会からの答申を 踏まえ、給与制度の総合的見直しによる給料と地域手当との配 分変更が完成した後の地域手当の支給割合(15%)を前提と して、月例給の水準を水平に保つための所要の調整(給料月額 の減額改定)を平成28年4月1日付で実施していることから、 15%の範囲内における地域手当の支給割合の引上げ改定は、 実質的には市長・副市長の月例給の増額にはあたらないものと 整理してきたところ《事務局による補足》
- ・ 本年の一般職職員の改定動向、国家公務員においても月例給・特別給ともに引上げを求める人事院勧告がここ数年続いていること及び会議資料等から本市の市議会が比較的活発に活動していると認められることなどから、月例給・特別給とも引上げ改定を行うことが適当と考える。

- ・ 市長・副市長及び市議会議員の給与・報酬水準の適否は、年間支 給額という尺度で判断すべきである。現行の年間支給額を見てみる と、市長、副市長、市議会議員とも政令指定都市の平均に近い水準 にあることから、月例給・特別給とも据え置くことが適当と考える。 なお、市議会議員については、現行水準が若干政令指定都市の平 均を下回っている状況にあることから、昨今問題視されている政務 活動費を議員報酬に組み入れ、政務活動費の分かりにくさの解消と 報酬水準の引上げを一度に狙うことなども検討の価値があるのでは ないかと感じている。
- ・ 月例給については、一般職職員の改定率の累計値が△0.77% となっていた平成23年から平成25年までの3年間においていず れも引下げ改定を見送ってきたこととの均衡を考慮し、据え置くこ とが適当と考える。

一方、特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせる ことを基本にしてきたこれまでの本審議会の考え方を踏襲し、引上 げ改定を行うことが適当と考える。

なお、月例給については、一般職職員の改定率の累計値を参照するということで「公民較差の解消」を出発点にしている以上、民間企業におけるベースアップが役職段階等に応じて引上げ幅にメリハリを持たせている実態を踏まえ、当該累計値をそのまま市長・副市長及び市議会議員の改定率に落とし込んで良いものかどうかを丁寧に議論する必要があると思うので、この場で申し添えておきたい。

- ・ 本市の市議会の活動は他の政令指定都市と比較して活発な状況に あると思われ、また、市長・副市長は、平日・休日の別なく常に忙 しく公務に精励し、市民のためにしっかりと貢献してくれているも のと感じている。そうした働きに可能な限り応えるため、月例給・ 特別給とも引上げ改定を行うことが適当と考える。
- ・ これまでの本審議会の考え方を否定する論理的な理由が見つからないため、従来の考え方を踏襲し、月例給については据え置くことが適当、特別給については引上げ改定を行うことが適当と考える。
- 月例給については、景気が回復してきているとはいえ、未だ実感 に乏しいという声があるなかでの引上げは市民の納得が得られない と思うため、据え置くことが適当と考える。

一方、特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせる ことを基本にしてきたこれまでの本審議会の考え方を踏襲し、引上 げ改定を行うことが適当と考える。

- 月例給については、現行額が政令指定都市のなかで平均的な水準にあり、主婦の目線で考えるとこれ以上引き上げるべき状況にはないと思われるため、据え置くことが適当と考える。
 - 一方、特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきたこれまでの経緯を踏まえ、引上げ改定を行うことが適当と考える。
- ・ 私は春闘の結果を特に重視したい。本年の春闘の結果は、業種や 企業規模等によってバラつきはあるものの、昨年に比べ総じて良好 な結果であった。したがって、月例給・特別給ともに引上げ改定を 行うことが適当と考える。

(5) 意見集約

①【会長による各委員の意見集約】

意見が分かれるところもあるが、各委員の意見を集約すると、月例給については「据え置くことが適当」、特別給(期末手当)については「引上げの改定を行うべき」という意見が過半数を占めている。したがって、反対意見も併記しつつ、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については「据え置くことが適当」、特別給については「引上げの改定を行うべき」とし、報告書を作成することとしたい。

②【委員の意見】

異議なし。